

# ISO・KES・障害者雇用に係る追加・変更申請について（市内業者のみ）

## 京丹後市 財務部 入札契約課

建設工事の入札参加資格の申請をされた市内業者の方で、次の事項に該当する場合は、「ISO・KES・障害者雇用に係る申請書」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して京丹後市 財務部 入札契約課へ提出してください。（郵送による提出可。）

なお、ISO・KESの有効期限切れ及び取消並びに障害者の雇用に係る法定雇用達成率が達成しなくなった場合及び法定外での雇用が無くなった場合にも必ず申請してください。

該 当 事 項	添 付 書 類	説 明
ISO9001、ISO9002、ISO14001 又は KES を新たに取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 登録証及び付属書の写し</li> <li>KES 登録証の写し</li> </ul>	※英語による ISO 登録証を添付している場合は、日本語版を提出すること。 ※(財)日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関が発行する ISO 登録証の写しを提出すること。 ※特定非営利活動法人 KES 環境機構又は同機構と相互認証している団体が発行する KES 登録証の写しを提出すること。 ※ISO14001 の認証取得により主観点数の加算を受ける場合は、KES 登録証の提出は不要です。
提出している ISO9001、ISO9002、ISO14001 又は KES を更新した場合		
提出している ISO9001、ISO9002、ISO14001 又は KES の有効期限が切れた又は取り消された場合	(添付書類不要)	
新たに身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）に係る法定雇用率を達成するようになった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用状況申告書</li> <li>障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されたもの）</li> </ul>	※障害者雇用状況報告書をインターネットで提出した場合は、受付印は不要。
新たに障害者を法定外で雇用するようになった場合（ <u>障害者が代表者及び役員である場合は除く。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用状況申告書</li> <li>身体障害者手帳等の写し</li> <li>当該障害者が常勤していることが確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）</li> </ul>	
障害者に係る法定雇用率を達成しなくなった場合又は障害者を法定外で雇用しなくなった場合	(添付書類不要)	

※ ISO・KES 取得及び障害者雇用状況は、毎年 3 月末時点で提出のあった最新の内容で、翌年度の主観点数に反映されますので、ご注意ください。

※ ISO・KES・障害者雇用に係る申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、京丹後市建設工事一般競争（指名競争）入札に参加できなくなることがあります。

※ 障害者雇用状況申告書の記入方法は、入札参加資格審査申請書作成の手引きを参考にしてください。

※ 提出書類等の記載事項について、審査の必要があるときは、その記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。